

# 特定電子メール等送信適正化業務

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課)

## 1. 事務・事業の概要

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)では、第8条において、特定電子メールを受信した者が特定電子メール法に違反して特定電子メールの送信がされたと認めるときに、当該受信者が総務大臣又は内閣総理大臣への申出を円滑に行うことができるようにするとともに、特定電子メール法の円滑な執行に資するため、総務大臣及び内閣総理大臣の登録を受けた者が特定電子メール等送信適正化業務を行うことができることとしている。

※特定電子メール等送信適正化業務は、具体的には以下の業務を指す。

- (1) 特定電子メール法第8条第1項の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出又は同条第3項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。
- (2) 総務大臣又は内閣総理大臣から求められた場合において、特定電子メール法第8条第4項又は第5項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。
- (3) 特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

## 2. 指定、登録等の基準

特定電子メール等送信適正化業務の登録の基準は、特定電子メール法第15条及び第16条で規定されている。

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)

(欠格条項)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第十六条 総務大臣及び内閣総理大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令・内閣府令で定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校において電気通信に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)でその後一年以上電子メール通信役務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれと同等以上の知識経験を有する者が特定電子メール等送信適正化業務に

従事するものであること。

二 次に掲げる特定電子メール等送信適正化業務を適正に行うための措置がとられていること。

イ 特定電子メール等送信適正化業務を行う部門に専任の管理者を置くこと。

ロ 特定電子メール等送信適正化業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い特定電子メール等送信適正化業務の管理及び適正な実施の確保を行う専任の部門を置くこと。

2 登録は、登録送信適正化機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録送信適正化機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録送信適正化機関が特定電子メール等送信適正化業務を行う事務所の名称及び所在地

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本データ通信協会	6013305001870	令和6 年4月 27日	東京都豊島区巢鴨2 丁目11番1号 電話番号：03-5907- 5139	特定電子メール法に基づく 登録基準を満たしているた め

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等の設定については、法令等に規定はなく、国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在）

特段の改善を要するものはない。